

平成27年度第3回西都市総合教育会議 議事録

1. 日 時：平成27年12月25日（金）9時

2. 場 所：西都市教育委員会会議室

3. 出席者：(構成員)

西都市長 橋田 和実

西都市教育委員会委員長 橋口 玄郎

西都市教育長 竹之下 悟

西都市教育委員会委員 尾本 礼子

西都市教育委員会委員 土橋 里美

西都市教育委員会委員 池野 康己

(事務局等関係職員)

総合政策課長、総合政策課長補佐、総合政策課企画政策係長

教育政策課長、教育政策課長補佐、教育政策課教育総務係長

社会教育課長、スポーツ振興課長

4. 協議事項：(1)西都市教育大綱素案について

(2)今後の策定スケジュールについて

5. 発言内容：以下のとおり

発 言 者	内 容
<p>市長</p> <p>総合政策課長</p>	<p>まず、協議事項の1番目の西都市教育大綱素案についてであります。説明をお願いします。</p> <p>事前に素案をお配りしておりますけれども、この素案に関しましては、前回の会議におきまして、全体の構成案等をお示ししております。各論に盛り込む施策であります。現在策定を進めております第四次西都市総合計画後期基本計画、また、さいと未来創生総合戦略の施策の方向と連動する形で、大綱の基本方針、主要施策を検討し、整理しております。</p> <p>では、各論の説明の前に、前回お示しをしました総論の修正部分と併せまして、再度確認の意味で大綱の基本理念、基本目標の概略について説明させていただきます。素案の6～7ページをお開きいただけますでしょうか。ここは、基本理念、大綱策定の背景・趣旨、位置づけということですが、地域の実情に応じた地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策としての大綱の観点がございまして、その関係から関係する市の長期計画等との整合性を勘案しまして、第四次西都市総合計画、西都市教育基本方針、西都市子ども・子育て支援事業計画、さいと未来創生総合戦略と連動いたします。その上で、各計画に掲げられる基本方針、基本戦略等の視点を踏まえ、この大綱では、「ふるさと」「未来」「ひとづくり」をキーワードにいたしまして、「ふるさと『西都』の未来を創るひとづくり」を基本理念といたしております。この大綱の対象期間につきましては、国が示す定義等を踏まえまして、平成28年度から32年度までの5年間といたします。それから9ページからになりますが、大綱の基本目標であります。4つの計画等の教育施策に示されております目標、目指す姿を基本目標としまして、全体では5つの目標の設定をしております。まず9ページの〈基本目標1〉であります。『ふるさと西都を愛する心』と『生きる力』を育み、快適な教育環境の整備を図る」というものでございます。この目標に係る基本方針・主要施策につきましては、総合計画の第5章になりますが、「豊かな文化とひとづくり」の中の第1節「学校教育の充実」と連動した内容となっております。中身的には(1)教育内容の充実、(2)学校施設の充実におきまして、「生きる力」を育むための心の教育やふるさと学習など特色ある教育を推進するほか、計画的な施設整備に向けて取り組むこととしております。また、市内県立高等学校の活性化に関する方針等についても盛り込んでおります。なお、この9ページにつきましては、修正がございまして、朱書きで訂正しておりますが、これは市内県立高等学校の支援に関する内容におきまして、11月に県教育委員会から統合の公表がありました。そのことを踏まえて、支援に関する表現を変更いたしております。それから10ページになりますが、〈基本目標2〉「家庭・学校・地域が連携する教育の推進と情報化社会に対応した学習環境の充実」とあります。これは、総合計画第5章の中の第2節「生涯学習の推進」と連動いたしまして、(1)社会教育の推進、(2)青少年教育の推進、(3)図書館の充実に関しまして、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応できる生涯学習環境の整備充実、また家庭の教育力の向上、そして公民館活動の推進により地域教育力の向上に努めるとしてしております。それから11ページが〈基本目標3〉であります。「魅力ある市民</p>

文化の創造と文化遺産の保護・継承・活用」であります。これも総合計画第5章の中の第3節「市民文化の継承と創造」に連動した内容でありまして、(1)芸術文化の振興、(2)文化遺産の保護と活用に関しまして、文化の鑑賞等の機会の提供、芸術文化を担う人材等の育成と活動促進、そして文化遺産の保存整備や資源としての活用を図ることを目標としております。それから12ページの〈基本目標4〉ですが「生涯スポーツの充実に向けた環境整備と社会体育施設の整備活用」であります。これも総合計画の中の部分でございますが、第5章第4節「生涯スポーツの振興」に関しまして、誰もがいつでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備充実と社会体育施設の有効的な活用と利用促進を目的といたしております。それから最後でございますが、13ページになりますが、〈基本目標5〉「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」でございます。この目標に関しましては、大綱の記載事項としまして、国が示しております総合的な放課後対策、それから幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実を鑑みまして、国の法律に基づいて、本年3月に策定しました西都市子ども・子育て支援事業計画と連動させる形でこの大綱に盛り込んでおります。この目標におきましては、地域における子育て支援、子どもの健やかな成長に資する教育環境や生活環境、安全・安心な環境等の整備など、多様な支援の充実を図るとともに、就学相談、適正な就学指導に努めるほか、子ども子育て家庭を社会全体で支援するとしております。また、修正箇所がございまして、これは朱書きの部分になります。文言の訂正等がございます。今までが修正後の総論の概要でございます。

それでは大綱の施策体系にうつりまして、基本目標ごとの基本方針、主要施策につきまして各論でまとめております。高等学校活性化に向けた支援を除く〈基本目標1〉から〈基本目標4〉につきましては、それぞれ主管課であります教育委員会、スポーツ振興課の方から説明申し上げますの併せましてご覧いただければと思います。

教育政策課長

16ページの各論から説明させていただきます。

〈基本目標1〉ですが、『ふるさと西都を愛する心』と『生きる力』を育み、快適な教育環境の整備を図る」とあります。

基本方針(1)特色ある教育の推進ということで記載をしておりますが、概要だけお話しさせていただきます。「生きる力」を育むために、心の教育、英語教育、「さいと学」の時間など、各学校が特色ある教育課程を編成することにより、連携型の小中高一貫教育を推進していくという記述をしております。また、豊かな心を育むために、道徳教育の充実、あたりまえのこと三か条であります「あいさつ」「返事」「整理整頓」の指導を通して、学習規律の定着を目指します。さらに、国際化や情報化社会に対応できる人間の育成としております。また、児童・生徒の健康・体力づくりについては、食育の充実など、心身ともに健康でたくましい体の育成を推進することにしております。それから、その下に特別支援教育という言葉が出てきておりますが、特別支援教育につきましては、「児童・生徒一人ひとりの自立支援のため、それぞれの障がいに応じた～」とありますが、ここは「障がい」を「個」に訂正お願いしたいです。「それぞれの個に応じた教育課程の編成・実施及び教育環境の充実を努めます」、ということでございます。それから基本方針の一番下にあり

ますが、へき地教育については、少人数学級の特性や地域の特色を活かした教育の計画・実践に基づきながら山村留学制度の継続を図ることで、へき地教育における交流を推進しますということにしております。この項目で9ページをご覧いただきたいのですが、【背景】部分にあります「また、将来の児童・生徒数の減少を踏まえた、小中学校の適正規模・適正配置等についても検討課題です。」という表記がありますが、学校再編については大変重要な事項であり、現在教育委員会事務局でも、教育長を中心として協議をしておりますので、今後各方面から意見をききまして、平成28年度中には西都市の小中学校のあり方につきまして、国の方針等もでておりますし、現在少子化等も進んでおりますので、そういったことを踏まえまして、教育委員会の方針を出していきたいということで考えております。その文言が大綱には現在入っておりませんので、この基本方針(1)特色ある教育の推進の主要施策の中に入れていきたいと考えておりますので、また最終的な修正をだしていきたいと考えております。そういうことで了解をお願いしたいと思います。

続きまして、主要施策①小中高一貫教育の推進ですが、これにつきましては修正をさせていただいています。基本方針(1)特色ある教育の推進にも記載があり、さらにその後の主要施策にも記載がありますので、重複を避ける意味で、小中高一貫教育の推進につきましては、修正後としまして、「小中高一貫教育推進協議会においては、一貫教育の取組の成果と課題を整理しながら、連携型小中高一貫教育の充実を図ります」ということであります。続けて、学力向上も大変重要な課題でありますので、そこも挿入していきたいと思いますが、文言としましては、「確かな学力の向上については、あたりまえのこと三か条や基本的な生活習慣の確立などの学習の基盤となる取組を大切にします。また、授業改善につながる学校訪問や研修等の実施、学力テスト等の結果の活用などの取組の一層の充実を図ります。」ということで、この文言を主要施策①小中高一貫教育の推進の中に追加ということで付け加えたいと考えております。

それから、主要施策②小1からの英語教育の充実でございます。小学校1年生からの英語教育の充実を図り、市雇用のALT4名を市内全小・中学校15校に派遣をしております。この部分は「配置」とありますが、「派遣」に修正いただきたいと考えております。派遣しまして、英語でのコミュニケーション能力の育成を目指し、英語教育の充実を図っていくとしております。

続いて、主要施策③地域の特色を活かした「さいと学」の充実でございますが、児童・生徒がひと・もの・ことなど、西都市の教育資源を有効に活用しながら学習し、さらに西都市の特色や課題を理解して、生涯にわたってふるさとを愛する心と態度を育てることをねらいとしたふるさと学習「さいと学」を充実させていきますとしております。

その下の主要施策④社会に貢献する人材を育むキャリア教育の推進につきましては、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、キャリア教育の視点を踏まえた「さいと学」の充実を目指しますということでございます。

続いて、主要施策⑤教育の情報化の推進でございますが、「生きる力」を確実に育成するため、必要な情報を主体的に収集・判断・表現し、発信・伝達できる能力等「情報活用能力」の育成に取り組みますとしております。17～18ページにかけてでございますが、さらに情報通信技術を活用しまして、子どもたちがお互いに学び

合う協働的な学び、双方向で分かりやすい授業の実現、校務の情報化による教職員の負担軽減を図りますとしております。

それから主要施策⑥地域の特色を活かしたへき地教育の充実でございます。これにつきましては、銀上小学校、銀鏡中学校について記述をしておりますが、子どもたちが課題解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ課題解決型のきめ細かな指導の充実を図りまして、多様な指導形態や指導方法を導入し、指導方法の充実に取り組みますとしております。また、銀上小学校、銀鏡中学校につきましては、山村留学制度を実施しておりますので、山村留学制度を更に支援するとともに、地域と協力しながら地域教育の維持・振興に取り組んでいきますとしております。これにつきましては、「施設一体型小中一貫校」という文言の削除をお願いしたいと思っております。それから、「課題解決型のきめ細かな指導の充実を図り、アクティブ・ラーニングの促進を図るため、多様な指導形態や指導方法を導入し」とありますが、これは全学校での取組でありますので、ここはへき地教育ということで記述しておりますので削除をお願いしたいと考えております。

それから基本方針(2)個に寄り添う児童・生徒支援でございます。これにつきましては、学校及び家庭、地域、関係機関等との連携を図り、教育支援センターと連携を深めることで、いじめ・不登校の解決に向けた相談指導体制の確立を図りますということでございます。児童・生徒の就学や進路につきましては、教育相談事業ということでその充実に向けて努めていくとしております。

主要施策①ですが、いじめ・不登校の解決に向けた相談体制の充実ということで、不登校や問題行動、いじめの問題の未然防止については教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化等を図り、児童・生徒に対する支援体制の充実改善に取り組むとしております。

主要施策②特別支援教育の充実ですが、障がいのある児童生徒一人ひとりの自立支援のため、それぞれの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援及び合理的配慮に努めます。また、一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズを正確に把握するとともに、適切な教育を計画的に行いますとしております。さらに、教職員を対象とした特別支援教育の研修を通しまして、障がいのある児童生徒への理解を深めたり、指導力の向上を図ったりすることとしております。

それから基本方針(3)「教職員の資質向上」ですが、表題を「教職員研修の充実」に修正をお願いしたいと考えております。内容につきましては、教職員としての資質及び能力の向上を図るため、各種の教職員研修の内容及び教育研究センターや教科等研究会における研究内容の充実に向けて努めるということでございます。

主要施策①教職員研修の充実ですが、内容としましては、教員の資質の向上を図るため、初任者研修あるいは10年経験者研修など教員のレベルアップを図る研修、教員の専門性を高め、研修の成果を学校で広げる研修、スキルアップを図る研修などの充実に向けて努めていくとしております。

基本方針(4)就学前教育の充実でございますが、関係課との連携によるきめ細かな就学指導の充実を図るとともに、幼稚園、保育所(園)及び小学校の連携強化により円滑な就学の推進に努めますということと考えております。「保育所」を「保育所(園)」に修正いただきたいと思います。また、幼稚園への就園を支援するため、保護者の経済的な負担軽減を目的とする「幼稚園就園奨励事業」の事業継続に努め

ますという文言がございます。それにつきましては、教育政策課が、現在西都市にあります幼稚園2園の幼稚園就園奨励事業を行っていましたが、来年度西都市の2園が認定子ども園に移行するというところでございますので、幼稚園就園奨励事業としては残りますが、「事業継続に努めます」という文言については削除をしたいということで現在検討をしております。これにつきましては、福祉事務所の認定子ども園関係での補助ということになりますので、この就学前教育の充実からは削除をお願いしたいと思います。

それから、主要施策①幼稚園、保育園（所）及び小学校の連携強化による円滑な就学の推進ということでございますが、これにつきましては現在、幼保小連携協議会におきまして、幼稚園、保育園（所）と小学校の連携強化に努めておりますが、さらにこれを続けていきたいと考えております。また、教育支援専門委員による、これは学校の先生方をお願いしておりますが、幼稚園、保育園（所）訪問や各関係機関との情報交換を通して、円滑な就学ができるよう努めていくとしております。

それから基本方針(5)学校給食の充実ということでございます。これにつきましては、学校給食センターは、国の「学校給食衛生管理基準」に基づく施設環境の改善を図るとともに、衛生管理等を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めますとしております。また、さらに学校における食育の充実にも努めますと記載しております。なお、食育の充実につきましては別途追加でお願いしたいと考えております。

それから、この次の主要施策①安全・安心な給食の提供でございますが、「学校給食衛生管理基準」を遵守し、施設設備や衛生設備の充実を図り、食品の品質管理など衛生管理の強化に努め、児童・生徒の心身の健全なる発達に資するよう、バランスのとれた栄養豊かな給食の提供に努めますとしております。

併せまして、主要施策②としまして、新たに食育の充実という項目を付け加えさせていただいております。内容としましては、各学校において、学校栄養教諭による食に関する教育を実施し、食に関する知識を学ぶ場として学校給食センターを活用するよう学校等の関係機関との連携を図りますとしております。また、給食を生き教材として活用できるよう地元食材を利用した給食の提供に努めますということを追加しております。

それから次でございますが、基本方針(6)学校施設の充実でございます。学校施設につきましては、少子化や地域の動向、特性を踏まえ、学校再編にも対応した改修に努めるほか、授業改善の充実を図るため、ICT機器等のさらなる環境整備に努めますとしております。

主要施策①としまして、学校の施設・設備の計画的な整備ということで挙げておりますが、平成27年度で耐震工事が完了する予定でございまして、学校施設の耐震性は確保されているものの、校舎等の老朽化が進んでおりますので、子どもたちの学習及び生活の場としてさらに良好な環境を確保したいということで計画的な整備に努めたいという考えであります。それから併せまして、障がいがある児童にも配慮しながら、安全性を備えた安心感のある施設環境を確保できるよう今後とも取り組んで参りますということでございます。なお、この主要施策①の中で「日照、採光、通風等に配慮した」とありますが、削除させていただきたいと考えております。また、教育の情報化の推進を図るため、ICT機器等の整備に努め、教育の情報化を推進しますということで、今後推進をはかっていきたいと考えております。

	<p>それから、この中で基本方針(5)主要施策①「安心・安全な給食の提供」という文言がありますが、文言としては、「安全・安心な給食の提供」と修正をお願いしたいと考えております。</p> <p>以上が、教育政策課関係の説明でした。</p>
総合政策課長	<p>続きまして、基本方針(7)市内県立高等学校の活性化に向けた支援でございますが、これは平成 30 年に統合が予定されております妻高校と西都商業高校に対しまして、市内外からの入学者の確保に向けまして、魅力ある高校づくりに向けて支援をすること、また、市内高校と専門学校等との連携による将来的な人材育成、就業促進に取り組むことを〈基本目標 1〉の中の基本方針ということで示しております。その中で取り組む主要な施策であります。学力向上、技能取得に向けた支援、スクールバスの運営に対する支援によりまして保護者等の負担軽減を図ります。そのほか、誘致企業、市内事業所と連携をした事業を考えております。高校活性化は以上でございます。</p>
社会教育課長	<p>それでは、21 ページ〈基本目標 2〉「家庭・学校・地域が連携する教育の推進と情報化社会に対応した学習環境の充実」です。</p> <p>まず基本方針(1)生涯学習環境の整備充実ですが、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応した生涯学習を総合的に推進するために、生涯学習推進体制の充実に努めます。また、生涯学習の拠点となる市の公民館及び各地区館の整備・充実に努めますとしております。</p> <p>それに対応しまして、主要施策①生涯学習推進体制の充実、こちらは関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、学習施策の企画立案や各学習活動におけるリーダーや講師の確保や育成、情報提供体制の充実に努めます。また、子ども向けの講座の定着などさらなる充実に努めます。</p> <p>続きまして 22 ページ、主要施策②生涯学習の拠点の整備と充実ですが、地域の人々が気軽に集い学ぶことのできる環境の整備に努めます。これは市の公民館、地区館の整備・充実を含みます。それから施設の連携も含みます。</p> <p>また、基本方針(2)家庭教育の充実ですが、保護者自ら学習する機会を提供する家庭教育学級の開設により、家庭教育力の向上を図ります。</p> <p>主要施策①家庭教育力の向上ですが、家庭教育学級の推進に努め、地域教育力の向上を図りますとしております。</p> <p>続きまして、基本方針(3)公民館活動の充実ですが、市の公民館及び各地区館を中心としまして、社会教育活動の充実や生涯学習機会の提供の充実に努めたいと思っております。</p> <p>これに対しまして、主要施策①社会教育活動及び生涯学習機会の提供の充実ですが、身近な施設での学習や情報化に対応した生涯学習講座の創出に努めます。</p> <p>続きまして、基本方針(4)社会教育関係団体の育成強化ですが、市民の自主的な活動を促進するために、社会教育関係団体の育成と支援に努めます。</p> <p>これに対しまして、主要施策①社会教育関係団体の育成、支援ですが、生涯学習をより一層推進するため、現在、地域婦人連絡協議会や PTA 協議会などの沢山の社会教育団体がございますが、各団体相互の連携を図って参ります。</p>

続いて基本方針(5)青少年活動と交流の活発化ですが、青少年による野外活動や自然体験、社会参加活動などを通じて異年齢間の交流や異世代間の交流を推進するとともに、青少年研修施設、まがたま館がございいますが、この充実と利用促進に努めます。

これに対応しまして、主要施策①異年齢間交流・異世代間交流の推進ですが、子どもたちの交流を図るために、関係団体との連携・強化、支援に努めます。また、毎年開催しております子ども会のリーダー宿泊研修、子ども会の指定公開など、異年齢・異世代間交流の事業推進を支援します。

続いて、主要施策②青少年施設の充実と利用促進ですが、青少年研修施設の利用者ニーズに対応した施設の充実に努めて参ります。また、青少年研修施設の利用促進に向けて、県内の小中学校など関係団体への施設の情報発信に努めて参ります。

続いて、基本方針(6)青少年健全育成体制の充実ですが、家庭、学校、地域の連携強化を深め、青少年健全育成体制の充実に図りながら青少年の非行防止活動や健全育成活動を推進していきます。

これに対しまして、主要施策①青少年の非行防止活動・健全育成活動の推進ですが、青少年の非行を未然に防止するために、青少年育成センター指導委員を中心に年間を通じて街頭活動を実施します。また、家庭、地域、関係機関による連絡会、青少年健全育成の連絡会等を開催しまして、情報交換や連携強化に努めて参ります。

続きまして、基本方針(7)図書館の充実であります。市民の自発的な学習活動等の活発化を図るため、図書館の蔵書の充実、図書の紹介といった情報提供、またレファレンス機能の強化など運営の充実に努め、市民の生涯にわたる読書活動を支える環境を整備し、利用しやすい図書館を目指して参ります。また、西都原古墳群や伊東満所など郷土資料の収集に努め、特色のある図書館としての機能強化を図って参ります。

24 ページの主要施策①生涯にわたる読書活動を支える環境整備ですが、市民ニーズや情報化社会に対応した図書館の整備充実に努めて参ります。

主要施策②特色ある図書館としての機能強化ですが、読み聞かせやイベントを数多く開催いたしまして、読書人口の拡大や、読み聞かせなどのボランティア育成を積極的に図って参ります。

続きまして、〈基本目標3〉「魅力ある市民文化の創造と文化遺産の保護・継承・活用に努める」です。

基本方針(1)芸術文化の振興ですが、市民会館での自主文化事業を市の内外に周知することにより、市民が芸術文化を身近に感じられるよう鑑賞の機会拡大に努めて参ります。また、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、指定管理者制度の充実推進に努めます。さらに、西都市文化連盟などの文化関係団体を支援するとともに、市民が芸術文化活動に参加しやすい環境整備を行い、市民自らが幅広く文化事業を企画運営できるよう、人材の養成やノウハウの蓄積に努めて参ります。

これに対応いたしまして、主要施策①芸術文化の鑑賞の機会拡大ですが、民間の能力を活用した指定管理者制度により、多様化する市民ニーズに対応した芸術文化を鑑賞する機会を創出いたします。

主要施策②市民の主体的な文化活動の支援ですが、西都市文化連盟をはじめ、文化

関係団体を支援するとともに、市の主催であります総合文化祭や合唱祭など既存事業の継承と充実、それから新たな事業の創出など、文化関係団体との連携を図り、市民の主体的な文化活動を支援します。

続きまして 25 ページ、基本方針(2)文化財の保存整備ですが、主要施策①西都原古墳群、都於郡城跡、日向国府跡の保存整備でございます。西都原古墳群につきましては、県が古墳の保存と整備を目的とした事業を進められていることから、積極的な協力体制を図りながら、保存整備に努めて参ります。都於郡城跡につきましては、本格的な法面の工事保存整備に努めます。また、都於郡城跡ガイダンスセンターにつきましては、建設検討委員会の資料収集・調査研究を基に、建設に向けた計画を進めます。日向国府跡につきましては、国指定地の公有化を図りながら発掘調査を実施し、保存整備に努めて参ります。

続いて基本方針(3)文化財の活用ですが、西都原古墳群を中心として、市内各所に点在する文化財への認識と関心が深まるよう情報の提供を行い、西都市歴史民俗資料館では展示内容の充実等保存に努め、郷土愛と文化財愛護思想の高揚に努めます。それに対応しまして、主要施策①生涯学習等への有効活用を踏まえた文化財情報の提供ですが、学校教育、社会教育をはじめとする生涯学習の場や地域づくりに有効に活用できるよう、文化財情報の提供等に努めて参ります。

続いて 26 ページ、主要施策②郷土愛と文化財愛護思想の高揚ですが、郷土愛と文化財愛護思想の高揚を図るために、文化財愛護少年団等の支援育成に努めます。

続きまして、基本方針(4)歴史・伝統文化の保護と継承ですが、伝統文化の保護と継承を図るために情報発信を行い、支援や育成指導に努めます。また、西都市生誕の、天正遣欧少年使節の正使でございました伊東マンショの顕彰に努めます。また、「西都市史」の活用と、市史編さん資料の保存整備に努めます。

これに対応しまして、主要施策①伝統文化の保護と継承に向けた支援と育成指導、伝統文化である民俗芸能の各団体との連携を密にしながら、情報発信を行い、支援や育成指導に努めます。特に、「銀鏡神楽」につきましては、ユネスコ無形文化遺産の登録を目指し、その啓発活動を行い、情報発信に努めます。今年 9 月に銀鏡神楽はミラノ万博での初の海外公演を行っております。

続きまして、主要施策②歴史文化を学び後世に伝えるための顕彰と支援ですが、伊東満所の功績を称え、県内外のゆかりの地への研修やイベント等を実施し、顕彰に努めます。また、「西都市史」の活用をすすめ、収集した資料を保存整備し、郷土への理解をより深め、歴史や文化を後世に伝えるための活動を支援します。

以上が社会教育関係でございます。

スポーツ振興課長

それでは続きまして、スポーツ振興課から説明させていただきます。

〈基本目標 4〉であります。「生涯スポーツの充実に向けた環境整備と社会体育施設の整備活用に努める」です。

基本方針(1)で、生涯スポーツの振興についてであります。生涯スポーツの振興、健康づくりにつきましては、スポーツ推進審議会の意見を伺い、ニュースポーツの導入や障がい者のスポーツ参加への支援を行って参ります。また、総合型地域スポーツクラブの充実のための支援を行いながら、スポーツ少年団等の指導者育成にも努めて参ります。さらに、西都原このはなマラソン大会等への環境整備に努めなが

総合政策課長	<p>ら、参加者の増加を図って参ります。</p> <p>主要施策①であります。新しいスポーツの導入、指導者育成等の支援であります。アジャタやカローリング等のニュースポーツの推進を行います。また、スポーツ少年団活動の支援、認定委員資格取得をめざした指導者育成にも努めて参ります。</p> <p>続きまして、主要施策②であります。競技スポーツ団体・組織の再編についてありますけれども、将来を担うスポーツ少年団の育成や支援を図り、底辺拡大に努めるとともに競技人口の増加、組織拡大に努めて参ります。</p> <p>続きまして、基本方針(2)社会体育施設の整備と活用であります。社会体育施設につきましては、既存施設における拡充や改修等を図りながら、地区体育施設と学校体育施設の総合的な活用による利用しやすい体育施設の環境整備に努めて参ります。</p> <p>続きまして、主要施策①であります。活用促進と施設環境の整備であります。安全性、利便性、機能性を考慮して、施設の改修、改善、整備に努めるとともにスポーツランドの推進に努めて参ります。また、地区体育施設と学校体育施設の総合的な活用を図って参ります。</p> <p>以上であります。</p> <p>続きまして、最後になりますが、〈基本目標5〉になりますけれども、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供に努める」でございます。ここは全体では6つの基本方針を柱としております。</p> <p>まず基本方針(1)地域における子育て支援でありますけれども、これは地域全体で子どもの健全育成のための様々な支援・サービスを充実させるということとしておりますが、その施策の1点目としましては、放課後の児童健全育成事業をはじめ、認定子ども園の計画的な整備、多様なサービスを拡充すること、2点目がきめ細やかな情報提供に向けた地域ネットワークづくりの推進、3点目が健全育成のための環境整備として、児童館活動などの充実をはじめ、組織活動の環境を整備することとございます。</p> <p>それから基本方針(2)であります。29ページであります。子どもの健やかな成長のための母親・父親への支援であります。これは、母親が安心して出産する、父親の積極的な子育ての参加など、その地域環境づくりに向けまして、妊娠から新生児期の適切な支援体制の充実のために、発達段階に応じた食育の推進、思春期の保健対策として、教育の充実に関する施策を推進して参ります。</p> <p>それから、基本方針(3)であります。30ページです。主な施策は3点ございます。1点目が子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備、これは〈基本目標1〉と連動する形となりますけれども、男女の平等に関する学習の推進、子育ての意義・重要性に視点をいた取り組み、それから小中高一貫教育の推進、「さいと学」の授業の充実、地域等と連携をしたスポーツ活動等の教育環境の整備を進めて参ります。</p> <p>そして2点目になります。家庭教育に関するさまざまな取り組み、そして地域づくり協議会等、地域と学校が連携した地域教育力の向上に向けた施策であります。3点目が子どもを取り巻く有害環境、インターネット等ありますが、これらに関しまして関係機関・団体、PTAと連携をした対策を推進して参ります。</p>
--------	---

	<p>それから基本方針(4)になりますが、子育てを支援する生活環境の整備であります。これは 31 ページにかけてお示しをしておりますが、ここでは安全・安心、そして快適な居住環境、道路交通環境の整備を推進することにより、子育てを支援する総合的なまちづくりのための施策をお示しをしております。</p> <p>それから基本方針(5)になりますが、子どもの安全の確保とありまして、その主要施策につきましては、交通安全教育の実施、警察等と連携した防犯情報の提供、青パト等をはじめとした活動や防犯教育の充実に取り組む予定であります。</p> <p>それから 32 ページになりますが、基本方針(6)要保護児童及び障がい児童への対応などのきめ細かな取組の推進であります。これにつきましては、児童虐待の防止対策、それから母子・父子家庭などへの自立支援、障がい児への自立支援に関しまして、充実した支援体制など地域環境づくりの推進を基本的な方針としております。その上で、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応などの支援、それから関係機関と一体となった施策やネットワークの活用とともに、家庭訪問などの在宅での支援に取り組めます。また、障がいの発生防止・早期発見・健康診査の充実に向けましては、保健・教育・福祉分野が連携した途切れのない支援、そして健全な発達支援に向けて、地域生活支援事業の充実等に主要施策として取り組む予定でございます。</p> <p>以上が、素案の主要な取り組みでございます。よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>はい、詳細にわたって説明がありましたが、この素案についてですね、意見をいただきたいと思います。</p>
土橋委員	<p>文言のところなどあるんですけど、1つずついきますね。</p> <p>まず4ページの〈基本目標4〉基本方針(1)主要施策①新しいスポーツの導入、指導者育成等支援のところは、「育成等の支援」ではおかしいのかな、と思ったのが1つ、それから13ページの〈基本目標5〉基本方針(3)子どもの心身の健やかに資する教育環境の整備な成長、というのがどういう意味か分からなかったです。また、20ページの〈基本目標1〉基本方針(5)学校給食の充実の一番下の行の「給食の提供にも努めます。」というところが、全体を読んでここだけ「にも」という言い方がされているんですね、他は「に」とあるんですけども。この「も」はいるのかな、と思ったのが1つです。それから、22ページの〈基本目標2〉基本方針(2)家庭教育の充実の中に、「家庭教育力の向上を図ります。」とあるんですが、家庭教育の目的として、家庭教育養育の向上ということを以前聞いたのですが、養育は含まれないのかな、と感じたのが1点。それから、26ページの〈基本目標3〉基本方針(4)主要施策②歴史文化を学び後世に伝えるための顕彰と支援の字形がここだけ他の主要施策と違うのが1つです。次が、27ページから28ページのところで、ほとんどの文言が「～します。」とか「図ります。」「努めます。」とある中で、「努めて参ります。」という表現が4箇所あるんですね。全体を見ると、「努めて参ります。」という使い方がここだけだったので、これはやっぱり統一した方がいいのかなと思いました。以上です。</p>
市長	<p>はい、ではそれぞれ答えてください。</p>

総合政策課長	まず、4ページの〈基本目標4〉基本方針(1)主要施策①新しいスポーツの導入、指導者育成等の支援ですが。
土橋委員	このままでいいならこのままでもかまいませんけども、あったほうがいいのか、という感覚です。
スポーツ振興課長	「育成等の支援」にした方がいいんじゃないか、ということですよ。
土橋委員	はい、そうです。
スポーツ振興課長	では、「の」を入れるということをお願いします。
土橋委員	13ページの〈基本目標5〉基本方針(3)は文字の間違いですかね。
総合政策課長	訂正します。ここは「子どもの心身の健やかに資する教育環境の整備」で終わります。
教育政策課長	20ページの〈基本目標1〉基本方針(5)学校給食の充実の一番下の行の「給食の提供にも努めます。」というところは「～に努めます。」とし、「も」は削除します。
土橋委員	それから22ページの〈基本目標2〉基本方針(2)ですが、養育教育ということを家庭教育学級の中で謳われているので、どうでしょうと思って。
社会教育課長	そうですね、総合計画との整合性がありますので、どちらかに統一したいと思います。
総合政策課長	26ページのフォントの部分は訂正をさせていただきます。
スポーツ振興課長	27ページから28ページの「努めて参ります。」という部分につきましては、「努めます。」にしたいと思います。
土橋委員	ありがとうございます。これで終わりです。
市長	他にありませんでしょうか。
池野委員	19ページの上から5行目で、「指導力の向上を図ったりします。」というのが、するのかわからないのか分かりづらいです。 それから、ちょっと聞きたいところがありまして、17ページの〈基本目標1〉基本方針(1)主要施策③の「生涯にわたってふるさとを愛する心と態度」というところの「態度」がちょっとピントこなかったのが教えてもらえるといいかなと思います。 「態度」とはどういうことをさすのかなと。

教育政策課長	「態度」というのは「行動」ですね。行動につなげていこうということで「態度」としております。
教育政策課長補佐	今課長が言われたとおりなのですが、「愛する心」というのは、西都を知って、そして知ることによって語って、そしてそれが愛するということに繋がっていくのですが、愛したら西都をどうしたいか、守っていききたいとか、自分が貢献できるものややっていきたいということになると思うのですが、そういったことを望んでいるということです。ですから、「態度」というところまで望んでいるということです。
教育政策課長	19 ページの「指導力の向上を図ったりします。」という表現であります、「指導力の向上を図ります。」ということで訂正をお願いします。
教育委員会委員長	<p>修正ということまでは考えてないのですが、順番にいきます。</p> <p>まず、2 ページをお願いします。〈基本目標 1〉の部分なのですが、今教育委員会が進めている一体型の連携、一体にならない連携型の教育をうちだしているんですけども、5 年、これを見通して大綱を作るという段階において、それよりさらに進む統廃合が考えられてる時代に、この表現でいいのかどうかということが、ちょっと気になりました。いきなりその段階になって住民が動揺するというのは困ることかなと思いますので、大綱の中にそういう思想的なものがあった方がいいのかどうかちょっと分かりませんが。</p> <p>それから、主要施策⑤教育の情報化の推進、この情報化という言葉ですが、これを見ただけでは何をするのが分からないけれども、各論の方を見たら、はっきり健全育成とか学力向上と文言が入っております。情報化の推進というだけでは、見た人が何をするのが分かりづらいなと思いました。</p> <p>それから 4 ページにいきます。〈基本目標 2〉基本方針(7)主要施策②ですが、これについては県の重要施策の中にやはり「図書活動の充実」との文言があるのですが、これとの関連でどういうことを考えているのかということがこれだけでは見えないと思ったところであります。</p> <p>それから、5 ページの〈基本目標 5〉基本方針(4)ですが、教育委員会でいつも話題になるのが、全児童生徒の通学路の安全確保なのですが、これで大丈夫なのかなと。ここ（基本目標 5）におこすことは無理ですが、基本方針の表題は「子育てを支援する生活環境の整備」ですから、こういった通学路の問題はどこで取り上げるべきなのかなと。</p> <p>それから同じく基本方針(6)ですが、きめ細かなことをやるわけですから、虐待防止や障がい児施策の充実だけでなく、宮日もキャンペーンを図っていますが、子どもの貧困ですね、このことに対しては取り組まなくていいのか、これは国も昨日予算大綱が発表になりましたけども、こういったことを盛り込む必要はないのかということを感じたところであります。</p> <p>続いて、13 ページをお願いします。〈基本目標 5〉基本方針(3)「子どもの心身の健やかに資する」という部分は「子どもの心身の健やかな成長に資する」なのか、「健やかに資する」だけだとちょっと意味が分からないようで、少し気になりました。さらに行きますが、16 ページです。ところどころ※がついてますが、これは注釈</p>

があるのでしょうか。

それから 17 ページ以降ですが、これは先ほども触れましたが、「連携型小中高一貫教育の一層の充実」となると、今後 5 年間で大きな様変わりが起きる可能性が考えられますが、この表現でいいのかどうか。この表現だと、このまま突き進みますということに捉えられますが、既に生徒や保護者にアンケートを実施している中で、これで大丈夫なのかなと感じました。

それから、その下の主要施策②小 1 からの英語教育の充実ということで、「国際感覚にあふれ～コミュニケーション能力の育成を目指し」とあるんですが、英語教育を小さい頃から導入することの目標の 1 つに異文化理解というものがあるんですが、この言葉が出てこないですね。今、イスラムの件などが問題になっていますが、文化が違うことに対する能力の育成ということも、外国語教育の目的の中にあるのだと思いますが、ここはいいのかなと思いました。

それから、18 ページの主要施策⑥の中に「アクティブ・ラーニング」というカタカナ語が出てきているのですが、これは授業の展開の中で、子どもたちが積極的に関わろうということを表しているんですが、特別支援教育において、ユニバーサルデザイン化を目指すという中の 1 項目に「アクティブ・ラーニング」も入っていると思います。そういった大きな方の問題の方が大事なのかなと思いましたし、同じ観点で見たときに、特別支援教育では、今は「インクルーシブ」というんですかね、一緒に勉強しようということ積極的に進めているのですが、特別支援教育の方にはそういった言葉はなく、ここにいきなり「アクティブ・ラーニング」が入ってきているので、全体を読んだときに気になったところでありました。

それから、20 ページをお願いします。〈基本目標 1〉基本方針(5)ですが、下から 2 行目の「学校等の関係機関」とは何をさすのか、ちょっとはっきりしないなと思いました。

それから、同じページの基本方針(6)の 1 行目ですが、ここで初めて「学校再編」という言葉が出てくるわけですが、「対応した改修に努める」とは、現在進めている一体型の小中高一貫校を頭に置いた再編の施設整備を指すのか、将来、現在の学校規模で中学校が単独で成立しない場合にどうこうするときの再編を頭に置いた施設設備なのか、これだけではっきりしないのではないかなと思いました。

それから、21 ページの基本方針(7)において、平成 30 年以降のことが記載されていますが、この前の高等学校活性化研究協議会でも話題になったように、平成 28 年から 29 年の移行期間の支援、これをどう考えるのかということが抜けているのかなと思いました。

それから、〈基本目標 2〉ですが、今盛んにいわれているのが、学習の整備充実というよりコミュニティ離れ、これをどうするのかということが一番大事なことなのかなと。

また、23 ページの基本方針(5)主要施策①異年齢間交流・異世代間交流の推進の 3 行目に「異年齢・異世代間交流の事業推進を支援します」とありますが、事業を推進するのではなくて、その事業を起こそうという雰囲気支援する、という意味でいいのかどうか。事業そのものではなく。少し気になりましたので、ここは検討した方がいいのかなと思います。

次のページをお願いします。24 ページの〈基本目標 3〉基本方針(1)の下から 4 行

	<p>目、「西都市文化連盟などの文化関係団体を支援」の「などの」となっているのが、主要施策②になると、「西都市文化連盟をはじめ、文化関係団体を支援」というように使い分けてあるのは何なのかな、というところがございました。</p> <p>次は 28 ページですが、〈基本目標 5〉質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供とありますが、中身を読みますと、幼児期以外に思春期があったり、もっと先の中中学生・高校生を目標にしたような施策が文言として入ってきているので、幼児期だけに限定した表題の中でそういったものが入ってきているのはどうなのかなと思いました。</p> <p>31 ページをお願いします。基本方針(5)主要施策①ですが、1 行目の「警察署、交通安全協会による市内全保育所」の部分ですが、ここだけ「保育所」になっていて、その前は「保育所 (園)」となっているので、これはいいのかなと。</p> <p>最後に 33 ページをお願いします。1 行目の「障がいの発生防止」とは何をさすのか、下手すると危ない表現になるんですね、医学の発展で早期に発見できるという体制があるんだそうですが、ある統計によると 8 割ぐらいが中絶するというようなこともあると本を読んだりするとあるのですけども。言これでいいのかどうかというところです。</p> <p>沢山あって申し訳ありませんでした。</p>
市長	では、最初からいきましょうか。
教育委員会委員長	今すぐ答えて欲しいという意味ではないです。気になったということです。
教育政策課長	<p>小中高一貫教育の推進ということで、現在のところ「連携型小中高一貫教育を推進します」という表現がこの大綱にあり、平成 23 年 8 月の教育委員会方針が現在もいきている状態です。ただ、現在学校再編について取り組んでおりますので、来年度中には就学規模の適正なあり方を検討し、公表、推進していきたいと考えております。そのため、このあたりの表現について、連携型ということがどうなるのかということもその中で検討しなければいけないと考えておりますが、現段階では、連携型小中高一貫教育を推進していくということで考えております。また、この 5 年間を考えますと、来年度この件について公表をしますが、準備段階でありますので、それが実現するためには数年かかると思います。そのことも含めまして、この大綱については、現段階では連携型の小中校一貫教育を推進するという表現を考えたところがございます。</p>
市長	連携型という意味であれば、いいのではないかなと思うんですね。例え中学校が 2 校になっても、小学校、中学校、高校の連携はやっていくんだという考えであればこれから先もいいのではないかなと。
教育委員会委員長	私が気にしたのは、この表現のままだと、現状を頑張っていきますよ、というふうにとられるのではないかなということです。この表現だけでいくと今の体制かなと安心されるのかなと思ったところです。

教育政策課長	<p>学校再編のくだりですが、今後の学校の在り方について、各方面からの意見を参考に、平成 28 年度中により良い学校の在り方を研究し、公表、推進するということを考えております。この後に入れるのであれば、「現段階では連携型小中高一貫教育を推進していきますが、今後学校再編も考えております」ということで、ただし市長からありましたように、学校が少なくなるという可能性もあると思います。そうであっても連携型というのは続きますので。現在の教育委員会の方針はそうでありますので、そのあたりは事務局でも検討してまいります。</p> <p>次に教育の情報化の推進であります、具体性がないということでしょうか。</p>
教育委員会委員長	<p>ここだけみたら分からなくて、後ろを見たら出てくるんですね。</p>
教育政策課長	<p>ICT ですが、現在は大型テレビやデジタル教科書等を学校に提供しておりますが、例えば電子黒板やプレゼンテーションソフトなどが具体的なものとしてありますので、現在備わっていないものについては、その必要性等も含めて検証しようと考えております。パソコン、電子黒板、実物投影機、DVD 動画等ありますので、具体性を出していきたいと思えます。</p>
教育委員会委員長	<p>単に「教育の情報化」とすると、我々が現場でやるときにはソフト面のプロパラーニング能力の開発等を念頭におくものですから、ここだけで何のための教育の情報化なのかが分かるというなところだと思います。</p>
教育政策課長	<p>「アクティブ・ラーニング」ですが、これについては削除を考えています。「アクティブ・ラーニング」とは、子どもたちでグループ学習を行い、先生達の一方的な授業でなく、子どもたちに意欲的に授業に参加させるという授業形態であります。</p>
社会教育課長	<p>図書館の充実につきましては、県の重点事項をもう一度確認いたしまして、関連を検討したいと思います。この内容では、分かりにくい、見えにくいということでしょうか。</p>
教育委員会委員長	<p>見えにくいのではなく、単純に図書館としての機能強化ということは分かるのですが、県は重点施策としてたちあげているので、そういったことと整合性があるというなところだと思います。</p>
社会教育課長	<p>わかりました。もう一度確認いたします。</p>
総合政策課長	<p>〈基本目標 5〉は、「質の高い幼児期」でいいのかというご指摘がありました、全児童を対象にするということであれば、総合計画上では「豊かな文化と人づくり」ではなく、「生活を支える生活基盤づくり」となります。そのため全児童を対象にするということであれば、この〈基本目標 5〉の中での対象者を中学生・高校生まで広げ、施策等を提供していくということ、もう一回この〈基本目標 5〉自体の表現を検討しようと思えます。その中で、全児童を対象にした通学路の安全確保の表現を含めることができればと思います。</p>

教育委員会委員長	何かあると少しは安心かなと思います。
市長	子どもの貧困を加えるのはどうでしょうか。
総合政策課長	子ども・子育て支援事業計画との関連がありますので、もし加えるのであれば、どのように表現するのか、福祉事務所と詰めさせていただきたい。 〈基本目標5〉基本方針(3)で「子どもの心身の健やかな成長に資する」の「成長」が抜けていましたので、「成長に資する」ということでお願いします。 また、16 ページの※部分ですが、これはあとで語句の説明を追加し、最終的な製本のときに加えようと考えています。
教育政策課長	17 ページですが、主要施策②小1からの英語教育の充実ですが、異文化の交流・理解も必要ということですが、ALTの方々との触れ合いもあっておりますので、異文化との交流については表現としてこの中に入れたいと考えております。
市長	その上（主要施策①小中高一貫教育の推進）は「連携型小中高一貫教育の一層の充実を図ります」という文言でよろしいでしょうか。
教育委員会委員長	何か工夫ができれば。
教育政策課長	表現については、16 ページとの兼ね合いもありますので、検討したいと思います。 20 ページの基本方針(5)学校給食の充実ですが、関係機関とは保健所等が考えられますが、具体的に分からないということがありますので、表現については削除も含めて考えたいと思います。
教育委員会委員長	20 ページの基本方針(6)学校施設の充実の中の「学校再編」については、現況でしょうか、近未来をさすのでしょうか。
教育政策課長	これは両方考えております。将来的に新しく必要となる学校の整備等も踏まえた形で、今後も整備していくということです。
総合政策課長	21 ページの基本方針(7)市内県立高等学校の活性化に向けた支援につきましては、平成 28 年から 29 年の移行期間の支援について追加したいと思います。
社会教育課長	コミュニティ加入についてですが、今まで自治公民館については社会教育課が所管しておりましたが、来年度から市民協働推進課に所管替えとなります。今までコミュニティの加入については社会教育課でとりまとめて参りましたが、来年度からは市民協働推進課のほうで統括していただきたいと現在協議しているところです。
教育委員会委員長	そのため、大綱の中に出てこないということでしょうか。

社会教育課長	<p>はい、社会教育だけということになりましたので。その件につきましてははっきり引き継ぎます。</p> <p>23 ページですが、基本方針(5)主要施策①異年齢間交流・異世代間交流の推進となっておりますので、文中も「異年齢・異世代間交流の事業を推進します」としたいと思います。</p> <p>それから、24 ページの「西都市文化連盟などの」と「西都市文化連盟をはじめ」の異なる表現についてですが、こちらは「西都市文化連盟などの」に統一したいと思います。</p>
総合政策課長	<p>28 ページの〈基本目標 5〉の表題につきましては、先ほども申し上げましたが、もう一度調整させていただきたいと思います。</p> <p>それから 31 ページの「保育所」に関しましては「保育所（園）」で統一したいと思います。</p> <p>33 ページの「障がいの発生防止」に関しましては、もう一回中身を検討させていただきます。</p>
市長	もうないでしょうか？
尾本委員	<p>あります。22 ページの基本方針(2)家庭教育の充実で、「保護者自らの学習機会を提供する家庭教育学級の開設により」とありますが、現在家庭教育学級というものがありますが、これとは別のものなのでしょうか。それともまた新しく作り変えるという形になるのでしょうか。</p>
社会教育課長	これは今までの家庭教育学級のことを指しております。開設とあるのは、毎年新しくメンバーも変わりまして、開設するという形になりますので、こういう表現にしております。
市長	はい、他にはないでしょうか。
尾本委員	ないです。
池野委員	16 ページの主要施策①の修正案の中で「学力テスト等の結果の活用などの取組の一層の充実を図ります」とありますが、できたら基礎学力のところは別段でつくっていただけたらと。
教育政策課長	別立てで考えたいと思います。学校再編についての文言も入れたいと思いますので、その部分は検討します。
池野委員	また、31 ページの基本方針(4)主要施策①安全な道路交通環境の整備の部分ですが、これは本当に見直しがされて欲しいなど。要望になるんですが、歩道等の整備の見直しを確実にやっていただきたいと思います。

市長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>それでは協議事項(1)につきましては、終了します。</p> <p>次に、今後の策定スケジュールについて、事務局より説明をお願いします。</p>
総合政策課長	<p>ここにお示しをしておりますけれども、本日ご意見等をいただきましたので、もう一度整理いたしましてお返しいたします。それを含めて最終的な案については、年明けて1月の中旬前ぐらいからパブリックコメントをしようと思っておりますので、最終的なご意見等については年明けの1月上旬ぐらいまでに、返していただければと思います。また、正式な期日につきましては、別途ご連絡いたしますので、お願いいたします。それから、パブリックコメントを経て、大綱案に関しましては、2月29日予定の総合教育会議の中で、いったんお諮りいたします。最終的には3月議会の中で報告ということを考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
市長	<p>その他ありませんでしょうか。</p> <p>それでは協議事項につきましては、以上で終わらせて頂きます。</p>